

平成 23 年 4 月 1 日から

## 任意予防接種費用を助成します！

平成 23 年 4 月 1 日現在、錦江町に居住している方（対象年齢の範囲内）が、次の予防接種をした場合、接種料は全額助成します。

### 【助成の対象となる予防接種】

- ① 小児用肺炎球菌★ … (2 カ月以上 5 歳未満)
- ② ヒブワクチン★ … (2 カ月以上 5 歳未満)
- ③ 水ぼうそう … (1 歳以上 5 歳未満)
- ④ おたふくかぜ … (1 歳以上 5 歳未満)
- ⑤ 子宮頸がんワクチン… (小学校 6 年生～中学校 3 年生)

※ ★の予防接種は接種開始年齢で接種回数が異なります。

### 【助成額】

接種料金の全額を助成します。(病院の窓口で支払いことはありません。)

### 【手続きの流れ】

- ① 病院に予約をして、役場衛生チームから書類をもらう。
- ② 病院へ書類を持っていき、接種したのち、接種済票を役場へ持ってくる。

### 【接種できる医療機関】

現在、検討中でありますので、決まり次第、接種対象者には案内文を配布する予定です。

### 【お問い合わせ先】

役場保健福祉課衛生チーム (Tel 2 2 - 3 0 4 4) までご連絡ください。



## 鹿屋保健所からの お知らせ

# 犬・猫などのペット動物は、 終生飼養が基本原則です。

やむを得ず飼えなくなった場合は、自らの責任で新しい飼い主を探してください。  
どうしても新しい飼い主をみつけれなかった場合は鹿屋保健所に相談してください。  
保健所では譲渡情報提供制度（里親を探すお手伝い）や引取りの相談に応じています。

### ● 譲渡情報提供制度

- 1 里親を探すための期間…保健所も 90 日間、探すお手伝いをしますが、飼い主の方も探してください。
- 2 制度を使えるのは 1 個人 1 回限りです。

### ● 犬・猫を引取ってもらう場合は、

- 1 引取り手数料  
● 犬の引取り手数料…1 頭につき 2,000 円      ● 猫の引取り手数料…1 頭につき 1,000 円
- 2 引取り場所  
牧之原畜犬管理センター（霧島市国分上之段 2422 電話 0995-48-2112）

《相談先》鹿屋保健所 衛生・環境課 衛生業務係 0994-52-2113（直通）

《注 意》 犬・猫などの愛護動物を捨てた場合、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。  
絶対に山などに捨てないようにして下さい。

(死骸等について)

道路等の死骸などは役場衛生チームへご連絡ください。  
なお、所有地の死骸は各自処分してください。燃える新聞紙等で包んで燃えるごみに出して下さい。